

## 「外国につながる子どもたち」を交えた教育の創造をめざして —静岡大学教職大学院における取り組み—

Seeking the Education which includes “the Children with Foreign Background”:  
In the Case of Shizuoka University Department of Advanced Practice in School Education

矢崎満夫 YAZAKI, Mitsuo  
静岡大学 Shizuoka University

【キーワード】 外国につながる子どもたち、教職大学院、一般教員の養成、「つながる」意識、  
コーディネータ

### 1. はじめに

平成 15 年から 24 年までの 10 年間で、日本の公立学校（小中高等学校・中等教育学校及び特別支援学校）に在籍する外国人児童生徒の数は、平成 21 年の 7 万 5417 人をピークに 7 万人前後で推移してきている（文部科学省「学校基本調査」）。その中でも「日本語指導が必要な外国人児童生徒」については、1 万 9042 人（平成 15 年）から 2 万 7013 人（平成 24 年）へと、8 千人近くも増加していることがわかった（文部科学省 2012）。また、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」<sup>1</sup>の数は 2886 人（平成 15 年度）から 6171 人（平成 24 年度）となり、年々増加し続けているという。今日の学校教育現場では、以上のような日本語指導を必要とする「外国につながる子どもたち」<sup>2</sup>の教育をどうするかという新たな教育課題を抱えて、その対応に苦慮するケースが見られるようになってきた。中央教育審議会（2012）でも、「複雑かつ多様な課題」の 1 つとして、「外国人児童生徒への対応」が示されている。

中央教育審議会（同）は「現状と課題」において、「グローバル化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、21 世紀を生き抜くための力を育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要」であり、「学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要」

と述べている。また「改革の方向性」においては、「教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築が必要」であるとし、「教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人として位置付け」ることを提言している。そして「当面の改善方策」としては、「修士レベルの教員養成」においては「教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進」することを挙げている。

本稿では、「外国につながる子どもたち」を交えた教育という新しい課題に直面した学校教育現場の現状を踏まえ、教員養成の高度化の役割を担う「教職大学院」においてはどのような教員養成が可能かを考えるとともに、学校教育にかかわる「日本語教員養成」の今後のあり方について私見を述べる。

### 2. 「教職大学院」とは

まず、「教職大学院」とはどのようなものかについて、文部科学省の「教職大学院」ウェブサイト（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku.htm)）の内容を基に、以下まとめておく（下線は筆者による）。

#### < 概要 >

近年の社会の大きな変動の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度

な専門的職業能力を備えた人材が求められている。

教員養成の分野についても、子どもたちの学ぶ意欲の低下や社会意識・自立心の低下、社会性の不足、いじめや不登校などの深刻な状況など学校教育の抱える課題が複雑・多様化する中で、こうした変化や諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められてきている。このため、教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度が創設された。

教職大学院は、1) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成 2) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成の2つを主な目的・機能としている。

<標準修了年限・修了要件>

標準修業年限は2年、「2年以上在学し、45単位以上修得すること」が修了要件とされており、10単位以上は学校における実習が義務化されている。

<教職課程・方法>

各教職大学院に共通するカリキュラムの枠組（体系的・共通的に開設すべき授業科目の領域）が制度上明確化されているとともに、事例研究、授業観察・分析、フィールドワーク等を積極的に導入した指導方法により、理論と実践の融合を図る教育を行うことになっている。

<教員組織>

専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置き、必要専任教員数の4割以上を高度な実務能力を備えた「実務家教員」とすることが義務付けられている。

<連携協力校>

実践的指導力育成の教育のため、市中の学校から「連携協力校」の設定が義務付けられている。

<学位>

修了すると、専門職学位として「教職修士（専門職）」が授与される。

<教員免許状>

修了者は、大学院修士課程修了程度に授与される「専修免許状」を取得することができる。

### 3. 静岡大学教職大学院の概要

次に、筆者が所属する静岡大学の教職大学院について紹介する。以下は、本学教職大学院専用ウェブサイト(<http://www.dapse.ed.shizuoka.ac.jp/>)の内容を基に、その概要をまとめたものである（下線は筆者による）。

<設置の背景>

静岡大学教育学研究科では、高度な実践的指導力を備え、学校・地域においてリーダー的役割を果たす教員を大学院段階で育成するという本学研究科に期待される社会的役割を果たすために、教職大学院制度の趣旨に基づいて既存の専攻組織を転換し、平成21年度より本研究科内に「教育実践高度化専攻（教職大学院）」を設置した。

教育実践高度化専攻（教職大学院）では、高度な実践的指導力の育成を目指して、「理論と実践の往還」、「学校教育現場との連携」や「研究者教員と実務家教員、現職大学院生と学卒院生との協同」などをコンセプトとする教育を行う。

<理念>

「学校組織開発能力」、「教科横断的指導能力」、「児童生徒理解・支援能力」や「特別支援教育推進能力」などを統合し、学校や地域の特性を踏まえた教育実践の改善を職員間の協同に基づいて企画・立案・実践・評価する高度な実践的指導力を備えた教員の育成を図る。

＜目的＞

1. 地域や学校における指導的・中核的な役割を果たす高度で優れた実践的指導力を備えたスクールリーダーの養成（現職教員を対象に）
2. 新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダー的役割を果たすことができる新人教員の養成（学部卒業者を対象に）

＜教育課程の概要＞

学位：教職修士（専門職）

修業年限：2年

必要取得単位：48単位（共通科目 22単位・選択科目 16単位・実習科目 10単位）

募集人員：20名（現職教員・免許状を有する学部卒業者）<sup>3</sup>

＜組織＞

静岡大学大学院教育学研究科の中に、既存の修士課程である「学校教育研究専攻」とは別に「教育実践高度化専攻(教職大学院)」を設置した(下図参照)。教職大学院内の領域は、「学校組織開発」「教育方法開発」「生徒指導支援」「特別支援教育」の4つに分かれている（平成25年度現在）。

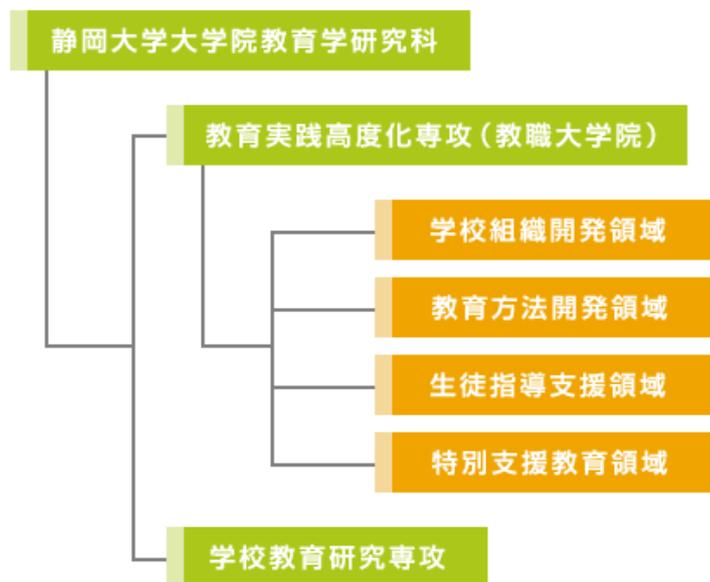


図 静岡大学教職大学院の組織図

＜5つの特色＞

1) 三者連携型実習

実習校、大学院生、大学院教員間の緊密な連携によって実習を進めていく。

2) 授業・指導体制

すべての授業・実習科目を研究者教員と実務家教員とが共同して担当する。

3) 理論と実践の融合

全員が実習を必修とし、実習経験を理論との融合に生かす。

4) 科目間の接続

共通科目・選択科目・実習科目間を緊密に連携させたカリキュラムにしている。

5) 大学院生同士の協同学習

現職・学卒院生間の協同学習体験を通して、視野の拡大と新たな視点獲得の機会を提供する。

4. 静岡県の現状

それでは、静岡県内の「外国につながる子どもたち」の現状はどうなっているだろうか。法務省およ

び文部科学省による調査結果や、筆者がこれまでに知り得た情報を総合すると、以下のようにまとめることができる。

- ・外国人登録者数は8万2000人強で、全国第8位。  
(2011年法務省調査)
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国第3位の2488人。学校種別の内訳は、小学校1681人(67.5%)、中学校700人(28.1%)、高等学校69人(2.8%)、特別支援学校38人(1.5%)となっている。特に高等学校に在籍する当該生徒数が、神奈川(408人・14.2%)、東京(325人・16.4%)等と比較すると極端に少ないことがわかる。  
(2012年文部科学省調査)
- ・日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は全国第6位の271人。(同上)
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語はポルトガル語が第1位で、全体の6割強を占めている(同上)。
- ・静岡県は大きく東部・中部・西部の3地区に分かれ、浜松市をはじめとした西部地区は集住型で外国人家庭の数が多く、東部・中部地区は散在居住型の傾向が強い。
- ・西部地区を中心に、ブラジル、ペルー等の南米出身の日系人が多数居住している。工場等で働く単純労働者の家庭が多い。
- ・近年、国際結婚家庭等の「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」の数が増加している。また、来日した外国人家庭の定住化等により、「日本生まれの外国人児童生徒」の数も年々増える傾向にある。

## 5. 静岡大学における地域連携業務の成果

ここまで「教職大学院」という枠組みと静岡大学教職大学院の概要、そして静岡県内の現状について

述べてきた。4で示したとおり、静岡県は公立学校に在籍する「日本語指導が必要な児童生徒」(外国人と日本国籍の両方の子どもを含む)の数が全国で上位にランクされており、当該児童生徒を交えた教育をどう展開するかという新たな教育課題は、今や学校現場において決して見過ごすことのできない状況になっている。

筆者は、静岡大学に教職大学院が開設される以前の平成18年4月に教育学部の教育実践総合センターに着任し、「地域連携部門・外国人児童生徒支援分野」の業務に3年間にわたって従事した。平成21年度に教職大学院へ所属を移した後も、院生教育に携わると同時に、「外国人児童生徒支援」に関する地域連携業務も継続して担当してきた。教職大学院は一般の教員および教員をめざす院生の教育を担っており、日本語教員の養成が目的ではない。筆者が教職大学院で「外国につながる子どもたち」の教育について扱う授業も、1年次の「地域教育課題の分析と対応」のみである。筆者にとって当該地域連携業務は、教職大学院の専任教員となった今でも、かなり重要な位置づけとなっている。そこで、これまでの「外国人児童生徒支援」に関する成果の一部を紹介したい。

### 5.1 静岡市教育委員会との連携

#### ○日本語学習支援学生ボランティア派遣制度の創設 (平成18年度)

この派遣制度は、筆者が静岡大学着任直後、静岡市教育委員会学校教育課(以下、市教委)との連携事業として立ち上げたものである。静岡市は典型的な外国人家庭の散在居住地区であり、日本語指導が必要な児童生徒を担当する加配教員も配置されていない。市教委管轄の「日本語指導センター」による支援はあるものの、当該児童生徒が学校に入った際には、基本的には在籍クラスの担任教員が対応せざるを得ない状況にあった。そこで、大学の人的リソースであるボランティア学生が要請に応じて市内の小中学校に赴き、当該校の

教職員と協力しながら日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語や教科学習、仲間づくり等の支援を行う制度を創設した。

学生ボランティアの支援活動を分析した結果、彼らは日本語や教科学習の支援を行うだけでなく、当該児童生徒と在籍クラス担任・クラスメイトらとの間に入り、人と人とのつながりをつくる役割も担っていることがわかった。筆者はこれを「つながりづくり」の支援と呼び、学生ボランティアがクラス内の多文化共生の環境づくりに寄与しているという意義を見出した<sup>4</sup>。

#### ○外国人児童生徒等のための支援用3冊子（教職員向けマニュアル・児童生徒用日本語支援教材・外国人保護者向け手引書）の開発・発行（平成20年度）

上述したように、静岡市には当該児童生徒に対する十分な支援体制が整っていないという現状があった。彼らがある日突然学校へ転入してくるケースも多く、その場合は受け入れ校や個々の教員たちによるその場の対応に委ねられてきた。そのため、当該児童生徒がどの小中学校に入っても適切な支援が行えるように、支援に関する知識や情報の蓄積・共有化を図ることが重要な課題であった。そこで市教委と協働し、教職員が当該児童生徒をどのように学校に迎えるかを示した「教職員向けマニュアル」、日本語初歩段階の当該児童生徒への指導内容を盛り込んだ「児童生徒用日本語支援教材」、外国から来た保護者に伝えるべき様々な情報を掲載した「外国人保護者向け手引書」の開発と発行を行った。以上の支援用3冊子を、市教委を通して市内該当校に配付し利用してもらうことによって、当該児童生徒支援に関する知識や情報の蓄積・共有化が実現できるのではないかと考えた<sup>5</sup>。

## 5.2 静岡県教育委員会との連携

#### ○日本語初期指導カリキュラムの開発・発行（平成22・23年度）

静岡県教育委員会学校教育課（以下、県教委）からの依頼を受け、担当の指導主事とともに日本語がわからない子どもが転入してきたときのための日本語初期指導カリキュラム『はじめての日本語とクラスの仲間づくり』を開発した<sup>6</sup>。その内容は、在籍クラスと同じ学校内に設置された支援クラスにおいて、クラスの仲間とやりとりするための簡単な日本語表現とひらがなの文字表記を集中的に学習するというものである。給食の場面を利用して、学んだ日本語表現を使いながら在籍クラスの仲間との交流を深めたり、学級担任による日本人の子どもたちへの指導も取り入れたりするなど、日本語がわからない子どもたちがより円滑に在籍クラスに入っていけるように様々な工夫を施した。平成23年度に完成版を発行し、以後県教委を通して、当該カリキュラムを必要とする県内の市町教育委員会に配付を行っている。また、平成24年度には県内の小学校の協力を得て、当該カリキュラムに関する映像資料（プロモートビデオ）も作成することができた。

## 5.3 その他

#### ○公益財団法人静岡県国際交流協会との連携による研修会の開催（平成23～25年度）

公益財団法人静岡県国際交流協会（以下、県国際交流協会）と県教委との協働体制によって、ここ3年間にわたり、筆者が講師役を務める指導者研修会を県内各地で開催してきた。開発した初期指導カリキュラム（5.2）の県内での普及を目的の1つとして、県国際交流協会が県教委に連携を働きかけ、当該事業が始まった<sup>7</sup>。研修会ではワークショップ形式を用いて、様々な指導者・支援者同士が「つながる」ことによって、子どもたちの環境づくりや学習支援等がより効果的に進められることを伝えるようにしている。参加者の感想からは、学校教員・日本語支援員・外国人相談員・ボランティア支援者等がいっしょに参加して、「外国につながる子どもたち」の支援のあり方を地域

全体で考える貴重な場となっていることがうかがえた。

#### ○県内公立学校・民間団体等との連携

平成 22・23 年度に県内の小学校、自治体設置の日本語支援機関、ブラジル人学校、ボランティア団体等の協力を得て、院生による映像資料を作成した。内容は、県内の小学校における外国人児童支援の事例や日本語支援団体・ブラジル人学校における活動紹介等である。また、県内の学校・国際交流団体・ブラジル人学校・ボランティア団体・公立図書館等と連携することによって、学生ボランティアがオリジナル絵本を作成して読み聞かせを行う会や、地域の外国人・日本人の子ども同士をつなぐ異文化交流事業等も実施してきた。これらの取り組みは地域連携事業であると同時に、「外国につながる子どもたち」というテーマを通じた、院生教育・学生教育の一環であるともとらえることができる。

### 6. 教職大学院が担う役割とこれからの教員に必要な資質

教職大学院は、個人の専門分野の研究を進める従来の大学院とは異なり、学校全体の教育力向上を担うスクールリーダーと新任教員の養成が目的である。スクールリーダーや新しい学校づくりの有力な担い手を「これからの学校をよりよく変革できる教員」とすると、彼らが今後「外国につながる子どもたち」を交えた教育をどう展開するかを真摯に考えていくことによって、学校教育にはいずれ何らかの変化の兆しが表れてくるものと筆者は期待する。本章では、筆者が教職大学院でどのような教員養成をめざしているかについて自身の見解を述べる。

#### 6.1 「つながる」意識の重要性

「外国につながる子どもたち」の問題は今日の新しい教育課題であり、学校の一般教員だけでは対応しきれない要素が多々ある。たとえば、母語を用いた意思疎通、日本語指導、生活習慣指導、文化の違

い、家庭との効果的な連絡方法、学力の保障、進学問題への対処等々である。そのため、当該課題を抱える学校現場では一般教員の他にも、様々な人々が支援活動にかかわることが多い。「外国につながる子どもたち」の教育に携わる人たちをまとめてみると、1)学校の一般教員 2)学校の日本語担当教員 3)外部支援者等が考えられる。1)は在籍クラスの学級担任や教科担当の教員等(時に管理職も含む)、2)は「外国につながる子どもたち」に日本語や教科を教える専任教員、3)は行政によって派遣される日本語支援員・相談員や、地域のボランティア支援者等である。

このように様々な人たちがかわる「外国につながる子どもたち」の教育で、筆者が非常に重要だと考えるのは、1)の一般教員と2)と3)の日本語指導関係者(以下、日本語指導者)が行うそれぞれの指導が、別個のものとならないように一体化した支援体制・方法をデザインするということである。たとえば「取り出し指導」の場合には、該当する子どもは在籍クラスと支援クラスの2つを行き来することになるが、支援クラスでの学びが在籍クラスでの学びと必ずしも結び付いておらず、子どもにとっては別々の学習となっている事例がよく見受けられる。そこには在籍クラスと支援クラスの関係者双方ともに、「いっしょになって子どもの教育を考えていこう」とする「つながる」意識が欠けている。

この問題の解決に向けて最も重要な役割を担うのは、やはり1)の一般教員であると筆者は考える。学校の一般教員には、「外国につながる子どもたち」の支援を効果的に進めるために、2)や3)の日本語指導者と「つながる」意識が不可欠である。具体的には、「外国につながる子どもたち」が抱える問題は何かを考え、それを改善するには自分には何ができ、できない部分は誰に何をしてもらおうかを考えるということである。

筆者は教職大学院において、院生に向けては「外国につながる子どもたち」の教育に関する知識・情報の提供を行い、学校教育現場や地域に向けては「つ

ながる」ために必要なヒト（たとえば学生ボランティア派遣制度）やモノ（たとえば支援用3冊子・初期指導カリキュラム・映像資料）のプロデュースを行ってきたと考えている。つまり、「つながる」ために必要な「人材を育てること」と「教材・資料をつくり提供すること」の両方が、自分に課せられた任務であると認識している。5.3 の子ども支援のために学校・地域の人々が「つながる」県内研修会も、その1つである。

## 6.2 教職大学院でめざすもの

教職大学院ではいうまでもなく6.1 1)の一般の教員を想定して院生教育を行っている。では新人教員やスクールリーダーとして将来の活躍が期待される院生に対し、何を提供し、考えていってもらえばよいか。筆者は、一般教員に必要な資質として「子どもを取り巻く環境を整備する力」と「子どもに必要な学力や社会性等の個の力をつける力」の2つが必要であると考えている。1つめは、偏見、差別、排除等を生まない雰囲気をつくり、互いの良さを認め合える子どもたちを育てる力である。2つめは日本語にハンディのある子どもたち等が在籍クラス内にいる時にでも、子どもたち全員を授業に参加させ、一人ひとりに学ぶ意欲を生み出せる力である。学校教育現場の中で「外国につながる子どもたち」を交えた教育をどう創造していけるかは、やはり学級担任等の一般教員の力に委ねられているといっても過言ではない。

そこで院生には、授業を通してまず「外国につながる子どもたち」の背景や固有の問題点等について知ってもらい、無関心・無意識状態からの変容を促すことをめざしている。そのうえで、学校の一般教員として何ができるかを、本大学院におけるすべての授業や実習での学びを通して考えてほしいと願っている。具体的には、4つの領域の専門性を生かした「学校全体の支援体制の整備」「誰もがわかる授業の工夫」「より良い人間関係づくりや生活指導のあり方」「特別支援教育とのリンク」等である。ま

た、学校や教員だけですべてを抱え込まず、「つながる」意識を持って保護者・地域・行政機関・大学・民間団体等との連携を図り、効果的な支援が展開できる力（＝コーディネート力）の養成も求められていると考える。

## 7. 「外国につながる子どもたち」を交えた教育に向けて

一方、6.1 2) 3)の日本語指導者の養成に関しては、従来の「日本語教員養成機関」が貢献できる分野であろう。ただし筆者は、学校現場に携わる「日本語指導者」養成のあり方に対しては、1つの要望を持っている。それは、日本語指導者の側にも「つながる」意識の醸成を求めたいということである。ただ支援クラスにおいて日本語や教科の指導を行うのではなく、一般教員との連携を常に意識しながら、在籍クラスにおける学習と一体化した教育支援を展開することが非常に重要だと考えるからである。

先般、文部科学省より『特別の教育課程』による日本語指導<sup>8</sup>の方向性が打ち出された。「外国につながる子どもたち」の支援体制をきちんと制度化しようとする動きは、以前と比べれば大きな前進であることは間違いない。しかし一方で、「取り出し指導」の推進には、在籍クラスの当事者（支援を受ける側）と支援クラスの当事者（支援を行う側）との二分化がさらに進んでしまう恐れも含んでいる。「外国につながる子どもたち」の学びをどう保障するかについては、「日本語指導者を充てて任せればよい」「日本語指導者が行えばよい」という考え方からいち早く脱却すべきであることは、もはや言うまでもない。

「外国につながる子どもたち」を交えた教育の創造を考えた時、一般の教員と日本語指導者双方に求められるのは、教科や日本語等を上手に教えられる「指導力」とともに、「つながる」意識を持ち、他者と連携しながらより効果的な支援が展開できる「コーディネート力」である。将来的には、学校教員養成カリキュラムの中に「外国につながる子どもたち」に関する内容を導入することや、学校現場に「日本

語支援コーディネーター」の教員を配置すること等も考えられていくべきであろう。

## 注

- 1 文部科学省（2012）において「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒とは、帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合などが考えられる」と記述されている。
- 2 ここでは、国籍とは関係なく「両親の少なくとも一方が外国人の家庭の子ども」の意味で使用している。つまり「外国人児童生徒」だけではなく、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」も含むことを示す。また、日本語指導が必要かどうかにかかわらず、「異文化を背景とした子ども」という意味で使用している。
- 3 例年、入学定員 20 名のうちの 15 名程度は現職教員の院生、5 名程度は学部卒業生の院生となっており、当大学院では教育委員会との強い連携体制のもと、どちらかといえば現職教員の育成を中心に位置づけているといえる。
- 4 詳細については、矢崎（2011）を参照のこと。
- 5 静岡市教育委員会との各種連携事業の成果については、大石・矢崎（2012）を参照のこと。なお、ここで紹介した資料は「静岡市教育委員会学校教育課」のウェブサイトですべてダウンロードが可能である。
- 6 詳細については、矢崎（2012）を参照のこと。なお、この初期指導カリキュラムは「静岡県教育委員会学校教育課小中学校教育室」のウェブサイトですべてダウンロードが可能である。
- 7 当該研修会の開催についても、詳細は矢崎（2012）を参照のこと。
- 8 詳細については、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議（2013）を参照のこと。

## 参考文献・資料

- 大石純詩・矢崎満夫（2012）「教育委員会と大学との協働による「日本語指導が必要な児童生徒」への支援の取り組み—静岡市における地域連携プロジェクトの事例から—」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第 20 号 pp277-289
- 中央教育審議会（2012）「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」
- 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議（2013）「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」
- 文部科学省（2012）「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 24 年度）の結果について」
- 矢崎満夫（2011）「学生ボランティアによる「つながりづくり」の支援—学校現場における多文化共生の実現に向けて—」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第 19 号 pp171-180
- 矢崎満夫（2012）「『はじめての日本語とクラスの仲間づくり』—「つながり」を主題とした静岡県版日本語初期指導カリキュラムの開発と普及—」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第 20 号 pp265-275